

第四十回国会 石炭対策特別委員会連合審査会議録 第一号

昭和三十三年二月八日(木曜日)

午後三時十九分開議

出席委員

石炭対策特別委員会

委員長 有田 喜一君

理事 岡本 茂君

理事 多賀谷 眞稔君

倉成 正君

小泉 純也君

中村 幸八君

井手 以誠君

伊藤 卯四郎君

社会労働委員

委員長 中野 四郎君

理事 齊藤 邦吉君

理事 瀧井 義高君

井村 重雄君

小沢 辰男君

八田 貞義君

井堀 繁男君

出席国務大臣

通商産業大臣 佐藤 榮作君

労働大臣 福永 健司君

自治大臣 安井 謙君

出席政府委員

通商産業事務官 今井 博君

通商産業監査官 八谷 芳裕君

労働政務次官 加藤 武徳君

労働事務官 三治 重信君

労働安定局長 村上 茂利君

職業訓練局長 村上 茂利君

委員外の出席者

労働事務官 北川 俊夫君

職業安定局調 整課長

労働事務官 中田 定士君

職業訓練局管 理課長

自治事務官(財 政局財政課長) 松島 五郎君

本日国会に付した案件

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

〔有田石炭対策特別委員長、委員長席に着く〕

○有田委員長 これより石炭対策特別委員会社会労働委員会連合審査会を開会いたします。

社会労働委員長との協議によつて、私が委員長長の職務を行ないます。

内閣提出、炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行ないます。

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案

炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第一条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十三年法律第九十九号)の

一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 公共職業安定所の紹介により炭鉱離職者を雇い入れる事業主に對して雇用奨励金を支給すること。

第二十三條第二項中「前項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務」を「前項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第一号の二及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務は、前項第一号から第三号まで及び次の各号に該当する炭鉱離職者について行なうものとす

一 当該離職後新たに安定した職業についたことのないこと。

二 昭和三十三年十二月三十一日において炭鉱労働者又は炭鉱離職者であること。

第二十五條第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 雇用奨励金の支給基準及び支給方法

第三十五條中「第二十三條第三項」を「第二十三條第四項」に改める。

第三十六條中「及び第二項ただし書」を「、第二項ただし書及び第六項」に改め、「第四條第二項」の下に「、第十九條の二第二項」を加える。

第四十一條中「公共職業安定所」を「職業安定事務所、公共職業安定所その他の職業安定機関」に改める。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第二条 雇用促進事業団法(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第十九條・第二十條)」を「(第十九條・第二十條)」に改める。

第十九條第三項中「第一項」を「第一項及び前項」に、「又は地方公共団体」を「、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するもの」に、「同項」を「第一項」に改め、「試験」の下に「又は公共職業訓練に準ずる訓練」を加え、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 事業団は、第一項に規定する業務のほか、労働者の雇用を促進するため、移転就職者を雇い入れる事業主その他の政令で定める事業主に對して、その雇用する労働者の福祉を増進するため必要な労働者住宅その他の政令で定める福祉施設の設置又は整備に要する資金の貸付けを行なう。

第十九條の次に次の一條を加える

(金融機関に對する業務の委託等)

第十九條の二 事業団は、労働大臣の認可を受け、金融機関に對して、前条第三項に規定する業務の一部を委託することができる。

定所その他の職業安定機関」に改める。

2 前項の規定による労働大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下第三十三條及び第三十九條において「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。第二十九條第一項中「前条第一項」を「第十九條第一項及び第三項」に改める。

第二十六條を次のように改める。

(借入金及び雇用促進債券)

第二十六條 事業団は、労働大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は雇用促進債券(以下この条において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金

は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の

債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百一十一条まで（受託会社の権限及び義務）の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十七條中「第一項」の下に「及び第三項」を、「業務に要する費用」の下に「同項に規定する業務を行なうために必要な貸付金を除く。」を加える。

第三十三條第一項中「事業団」の下に「若しくは受託金融機関」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託金融機関に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

第三十四條中「公共職業安定所」を「職業安定事務所、公共職業安定所」に改める。

第三十七條第一項第一号中「第四條第二項」の下に「第十九條の第二項」を加え、「若しくは第二項ただし書」を、「第二項ただし書若しくは第六項」に改め、同條第二項中「第四号に掲げる業務」

の下に「又は同條第三項に規定する業務（労働者住宅の設置又は整備に要する資金の貸付けに関する業務に限る。）」を加える。

第三十九條中「事業団」の下に「又は受託金融機関」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中炭鉱離職者臨時措置法第四十一条の改正規定、第二条中雇用促進事業団法第三十四条の改正規定及び附則第六項の規定は公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から、第一条中炭鉱離職者臨時措置法第三十六条の改正規定、第二条（雇用促進事業団法第三十四条の改正規定を除く。）及び附則第五項の規定は昭和三十七年四月一日から施行する。

2 雇用奨励金は、昭和三十七年一月一日からこの法律（前項ただし書に規定する部分を除く。以下同じ。）の施行までの間に改正後の炭鉱離職者臨時措置法第二十三条第三項に規定する炭鉱離職者を雇い入れた事業主に對しても、支給することができる。

3 改正後の炭鉱離職者臨時措置法第二十三項の規定は、同條第一項第二号の手当の支給については、昭和三十七年一月一日から適用する。

4 改正前の炭鉱離職者臨時措置法第二十三條第二号各号に該当する炭鉱離職者であつて、昭和三十七年一月一日からこの法律の施行までの間に職業訓練を受けたものに対する同條第一項第二号の手当の

支給については、改正後の同條第三項及び前項の規定にかかわらず、当該職業訓練を修了するまでは、なお従前の例による。

5 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ十一ノ五中「第十九條第一項」の下に「若ハ第三項」を加える。

6 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 婦人少年室（第十七條の二）」を「第三款 婦人少年室（第十七條の二）第三款 婦人少年室（第十七條の二）第三款の二」に改める。

第十四條中「婦人少年室」を「婦人少年室職業安定事務所」に改める。

第二章第三節第三款の次に次の一款を加える。

第三款の二 職業安定事務所第十七條の三 職業安定事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北九州職業安定事務所	福岡市	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県

2 職業安定事務所の所掌事務及び権限は、職業安定法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

3 職業安定事務所の内部組織は、労働省令で定める。

理由

炭鉱離職者その他の離職者の就職を促進するため、雇用促進事業団の業務として雇用奨励金の支給及び労働者住宅の設置等に要する資金の貸付けを行なうこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○有田委員長 本案の提案理由は、お手元に配付いたしてあります。その資料により御了承願うことといたします。

○有田委員長 本案について質疑の通告がありますので、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 炭鉱離職者臨時措置法等の一部を改正する法律案に關連をして、自治大臣、労働大臣、通産大臣に質問いたしたいのですが、自治大臣、お急ぎでありますから、先に自治大臣にやらしていただきたいと思ひます。

実は現在全国的に見て、一番生活保護者が多くて、同時に失業人口が多くて、それから鉱害が一番多いという県は、福岡県なんです。これは現在石炭産業の危機のために派生した大きな三つの現象です。そこでこの三つの現象に對して、一体福岡県はどういうような財政負担をやつておられるのか、こういうのを少し調べてみたわけです。

そうしましたところが、県の一般財源の中で、昭和三十一年に、今申しました生活保護と失対と鉱害に對して、六億三千三百万円の財源を投入しております。それに対して特別交付税なり普通

交付税でもらつた金が五億二千七百万円なんです。従つて、一億六百万円だけ一般財源をよけいに投入した、こういう結果が出てきておるわけです。それから三十二年を見ますと、それらのものが九億二千六百万円になつております。そして交付税は七億五百万円で、従つて、二億二千百万円だけよけいにしておる。三十三年はさらに十一億一千万円になつておるわけです。そしてまた三十四年を見ますと、四億四千百万円よけいにしておる。それから三十四年になりますと、十三億四千三百万円で、もつた金は六億九千六百万円で、六億四千七百万円よけいにしておる。三十五年になると、さらに飛躍的に増加をしまして、十七億一千万円です。この生活保護と失対と鉱害に十七億一千万円、一般財源から出した。そして交付税で八億六千八百万円もらつております。従つて、八億五千万円よけいにしておる。こういうように、一般財源を、たとえば三十五年に例をとつてみますならば、十七億一千万円も出す。こういうことになると、県全体の行政の状態を見ると、この産炭地域、すなわち失業多発地域に事業が全部集中してしまつて、緊要の他は県の出す金がありませんが、事業が集中して、それでたとえば筑豊地域の農山村には一般財源が回らないわけなんです。従つて、県政というものが、炭鉱地帯に金が非常によけいに、炭鉱地帯以外のところには金が回らないといういびつな、びつこの県政になつて、こういう形になつておるわけです。従つて、福岡県民の炭鉱地帯の人

は炭鉱で苦しいが、しかし何とかさういう金がきて行政は幾分進んでいる。そうでないところは、これは全く行政が進まぬという、いびつな状態が出てきたわけだ。そこでこれを何らかの形で解決する必要がある。その解決のいろいろのことを考えてみると、やはりもとは非常に金を食って、八億とえば三十五年で見てみますと、八億有余の中で、大体六億五千六百万円は生活保護関係なんですから、従って、まず生活保護の問題から重点的にメスを入れてみる必要がある。このように一般財源と交付税でもらった額との差額が非常に多くなっているというものは、一体どこに原因があるかというところ、一番よく金をつぎ込む生活保護で見ますと、生活保護における交付税の算定の基礎が人口割になつておるわけです。そうしますと、たとえばわかれわかれが福岡県における産炭地の生活保護の比率を見ると、全国の生活保護の比率というものは、一七程度です。多くても二〇くらいです。ところが福岡県の産炭地における生活保護の全県に對する比率は七〇から八〇、多いところは一〇八から一一〇になつておるわけだ。従つて交付税の算定をする場合、いわゆる基準財政需要額の算定の際に、他の県は一七くらいですが、産炭地の市町村なり県というものは七〇、八〇、多い町になると一一〇になつておるのだから、この生活保護者の数を算定の基礎に少し入れてもらつと、この十八億に交付税が八億というやうな半分のものが上がつてくることになるわけだ。こういうことを、われわれは自治省にこの前何か考えてもらいたいという要請をしてゐるわけだ

すが、こういうことについて自治省は一体その後どういう検討をされたか。もうすでに一昨日でありましたか、地方財政計画が御発表になりましたが、これだけでは、数字だけしか出ていないから、われわれは内容がよくわからない。これは生活保護費が一番よくわかつておりますから、この点について自治大臣の御見解を伺いたい。

○安井国務大臣 今の生活保護費の交付税基準財政需要額の計算につきましては、お話の通りに、基本的には人口を基礎にしております。

そしてそれが特に傾向の著しいところといつたやうなものには、一定のウェイトをつけるようにはしてありますが、これが実際に沿うように、個々の面に合うようにはなかなか参らぬのは、御指摘の通りであらうかと思ひます。

従ひまして、その分は年度が過ぎて非常にな不足している、あるいは食い違いがあるという点につきましては、二月ごろに特別交付税でもつてこれを補正していくという建前にしておられます。しかし今のお話のように、単に人口だけでは不合理であらうというやうなことから、逐次そういう要生活保護者の数というものを得る限り基礎に入れる計算方法に改善はしつつあるわけでありまして、その内容につきましては、事務局から詳しい説明をいたさせます。

○松島説明員 ただいまお話のございました生活保護費の算定方法の問題でございまして、御指摘の通り、人口を測定単位として、人口一人当たり幾らという計算をいたします関係上、平均的なものとして見られるという結果から、実態が非常に多いところにつ

いては食い違いができるという問題がございまして。

その点につきましては、実情補正を用いて、前年度における生活保護者数の多いところは、その多い事情が反映するようにはいたしております。

しかしその補正の都合が、現在のところ、結果的には、大体人口半分生活保護者数半分程度になるやうな補正になつておりますので、なお食い違いが起きてくるという問題がございまして、そこで、来年度はこの補正の度合いをもつと強めるようにはしたいと考えておられます。交付税法の改正をいたします際にはその点を考慮して参る考えで検討いたしている段階でござい

ます。

なお、ただいま大臣から申し上げましたやうに、従来はそういう食い違いがありましたために、その差額は特別交付税で調整して参つておるわけでございます。今年度につきましては、引き続き特別交付税においてその調整をして参りたいと考えている次第でござい

ます。

○滝井委員 そうしますと、ここに確約していただきたいことは、こういうやうな生活保護費の非常に増加している産炭地域の自治体の基準財政需要額の算定においては、人口のほかに生活保護者の数というものに相当の重点を置いて考える、こういう方向に自治省は大体現在検討中だということご了承して差しつかえありませんか。

○松島説明員 そういう方向で検討いたしております。

○滝井委員 次は、緊急就労対策事業です。私たちは緊急就労対策事業に働く労働者は失業者だと思つておつたわ

けです。ところが現在、交付税の算定上これは失業者に見られていない。これを一体どうして失業者に加えないのかという理由。労働省はおそらくこれは失業者だというふうな人々を失業者じゃない、あれは普通のりつばな雇用労働者だとは、労働省はどんなところが自治省は、交付税の算定では失業者に見ていないのです。なぜ見ないだらうか。私の聞くところでは、どうも緊就というものは投資的な性格を持つからだ、こうおっしゃるのです。これはちよつと私納得がいけないのです。これに對する自治大臣の見解を承りたい。

○安井国務大臣 緊急就労は失業対策の対象にしていない計算になつておることは、御指摘の通りでございます。これは失対事業の方で全体の失業者といふものを算定いたしまして、それぞれの府県の区分によつて按分いたし、普通交付税でまず見る。それから緊急就労は、ある程度一般失対の事業と違ひまして、いわば簡易工事といひますか、相当建設的な工事面がありまして、また、特殊の事情によつて生ずるものでございまして、それによる特殊の財政需要といふことで、それによる需

要額は特別交付税の方で見えていく。地方的に非常に限定されたものでありますから、普通交付税の算定基準に入れないのは、ちよつとこれは妥当ではなからうと思つて別な扱いをいたしておるわけでありまして。

○滝井委員 実は、大臣は特別交付税でござんになると言うけれども、現在市町村に例をとつてみますと、市町村

では三千万円以上の特別交付税というものは大体やらないのです。たまにそれ以上出ます。しかし大体頭打ち三千万円です。これは全国ざらになるかわかりません。それ以上のものはよほどの異例がなければやらないのです。ところが、緊急就労対策事業には相当の金をつぎ込んでゐる。今度単価が千二百五十円に上がれば、その二割というものは自治体が出すわけですから、ますますこの負担がふえてくるわけだ。そうしますと、私はこれを失業者に見ないといふことはいかぬと思う。特別交付税で見ると言われるけれども、今言つたやうに頭打ちの状態が出てくる。こういうことですから、私はこれはある程度投資的な性格であるかもしれぬけれども、何らか、算定をする場合、失業者に加えてもいいんじゃないかという感じがするのです。そんなに何十万というわけじゃないのです。それから、炭鉱の失業者といふのは。ここの緊就の計画をざらになつても、七千人しか見ておらぬわけですから、失業者に加えてやれば、その分だけ自治体といふものは非常にいいことになるわけだ。わずかに七千人です。ことしの予算は、去年と同じなんです。これを失業者の数に加えてもらふからわぬかといふことは、産炭地の自治体にしてみれば相当の影響があるわけだ。この点一つぜひ考慮してもらいたい点なんです。福永さんのところで、まさかこれは失業者じゃないとは言わぬと思うのですが……。

○松島説明員 今の炭鉱離職者緊急就労事業の見方の問題でございまして、大臣からお話し申し上げましたやうに、特殊の地域に片寄つておる問題で

でございますので、普通交付税の算定技術上いろいろ問題がございます。と申しますのは、普通交付税の場合は一般失対を基礎として計算をいたしますために、賃金の単価にいたしましたも、資材費の単価にいたしましたも、それぞれ国が定めた基準によつておるわけでございまして、緊急就労事業の場合は基礎が非常に違いますので、同じような取り扱いをいたしますとかえつて不利益になるという問題もございいます。それでごく限られた団体でございまして、私どももいたしましては、国庫補助基本額から国庫負担額を差し引きました残り、いわゆる地方負担額につきましては、地方債を充当いたしますものは、全部特別交付税で補てんをいたしたいと考えております。

○滝井委員 緊就における地方負担分というものは、地方債を充当するもの以外は全部特別交付税で見ますという言明がありましたから、記憶にとめておきます。

次は労働省の方になって、自治省にも関係してくるのですが、実は最近における失業者の増加によつて産炭地、特に県なんかは失業対策事業の管理機構を作つておるわけです。たとえば失業対策課というようなものを作つておるわけです。ところが、こういう特殊のものをお作りになつても、これは現在交付税の対象にならないわけですから、そこで労働省としては、失業者がたふさん出て、そうして県なりという事務管理機構、失業対策課というものを作つたら、それに対する財政措置といひますか、国庫負担の措置を考へてもらわないと、その県としてはな

かなか困ることになるわけです。これは労働省の下部機構ではないけれども、直接労働省と一番縁の深いところなんです。やはり労働省としては自治省に、ぜひこれは交付税の対象にしてくれ、ぜひこれを言つてもらわなければならぬ問題だと思つておるのですが、これは両大臣の見解を開きたいのです。

○三治政府委員 失業対策事業の下部機構につきましては、労働主管部が大体所管しております。職業安定課長が県並びに市町村の失対事業の指導監督に当たつております。神奈川県、東京都のように失業対策部あるいは失業対策事業課というものを設けておることに県費で職員を相当置いておることもございいます。それは全体から見ると非常にまれでございます。それからなお、国家公務員に準ずる地方事務官として、労働省の方の定員として地方自治法による特別の附則の方の職員に追加して、県によつては四、五人あるいは二、三人県費で職業安定課の方にそういう係の増員の応援を置いておる県も若干ございいます。大体において、大多數の県は労働省の下部機関としての職業安定課で、全部その職員で事務処理をしておる。しかし、一部のはつきりした機構を置いておる県と、数人ないし二、三人県費の職員を応援してやつておるところがございいます。市町村につきましても、国のそういう市町村の機構における補助職員の対象は、全然一人もございせん。

○滝井委員 職業安定課でやるのです、それだけではなかなか手が回らな

いわけですよ。一般失対なり緊就なり、いろいろ多方面にわたるものですから。そうすると県としては、その失対の行政事務を円滑に推進しようとする、やはり失業対策課というものを作らなければうまくいかない。それでそれを作つてやつておる。ところが、それはちつとも交付税その他の対象にならぬ。当然これは自動的によつたりやるべきだと思つておる。失業者がな

くれば、こういう課は要らなくなるわけですから。ところが、それが上その県にないものが、産炭地の県だけにこういうものができてやるといふことになりまして、なかなか問題が出てくる。ところがそういうサービシ的なものが国によつてやつたり交付税で見られておるということになれば、事務もうまくいくということになると思ふのです。そうしない、こういうものをだんだん縮小していけば、そのしわは失業者に寄つてくるわけです。どうですか。これはそう莫大な経費の要るものではない。こういう小さな経費でこうして質問をしなければならぬ程度に、結局財政が逼迫をしてきてい

るといふことなんです。○安井国務大臣 お話のように、今御承知の通り、地方団体の中に一部国費の職員、国費でもって支弁すべき業務が入り込んでおる場合があります。この職業安定の分もまさにそれに当たるわけでございます。従いまし

で、特にそういうものを県でお置きになる場合に、これを今のところ、実情にもよりますが、全部交付税の対象にするということになりますと、都道府県の実態でいろいろそういう状況が起つておると思ひます。自分のところを特別こういう事情があるからこれをやりたい、あれをやりたい、それを片っ端から拾ひ上げていくということになりますと、ちよつとまとまりがつきませんので、今のところそういう国費で充てるべきものにつきまして

は、県が特に便宜上おやりになつておる分については、交付税の対象には見ないでおるというような措置をいたしております。

○滝井委員 これは普通の県が何か新しくちよつとした課を作るといふことではなくて、全く石炭産業の異常な状態のために、異常な人間の状態が出てやつておるわけです。そうでなければ、何万人とおる失業者が実際は職業安定課だけでははけないわけだ。そうすると、実は職業安定課の予算配分を、産炭地の自治体によけいにくれればいいわけだ。ところがそれは他の職業安定行政との関係があつて、そうはいかぬという問題もあつて、幾分かはいよけいにやつていられるけれども、必ずしも全部充当するわけにいかぬということと、やむなく県が一般県費でやつておるわけです。これは他の県との関係もありまされども、なお考慮していただきたいと思ふのです。

そうしてその九億四千三百万円をどういう工合な内訳の経費で出しているかという、起債で五億六千万円出して三億八千二百万円出している。そうして実質的な一般財源で三億八千二百万円出している。そうして実質的な一般財源で出した三億八千二百万円を、三億七千九百万円は特別交付税でまかなつておるのであります。だからこれは三億八千二百万円出して三億七千九百万円ですから、大体とんとんについておるわけです。これは交付税はなかなかうまくいつておると思ふのです。

ところが問題は五億六千万円です。これが大体十五年の年賦償還になつておるようでありまして。そうしますと、九億ぐらゐの金を払ふことになつておるわけです。

三十七年には七千三百万円返すことになるわけだ。そうすると、元利償還は全部一般財源で見ることになりまして、これは自治体にしても非常に苦しいわけだ。ところが、これは通産省の関係になるのですが、この鉱害といふものは、現在産炭地では年々歳々これから増加をしても減少することはないわけだ。そうすると、これは無過失賠償責任だといふけれども、いわばこれは一つの天災です。知らぬうちに下を掘つて、そうして家が狂つてくるのです。そうして、それを今度は、一部は交付税で見られるけれども、あとは元利償還だ、こういうことになつて、全部一般財源でその起債の分を元利償還をしなければならぬということになると、自治体は大へんなんです。それで私は、一体天然災はどの程度交付税で見えておるだろうかとか調べてみた。天然災については、九割五

分までは交付税で見えるのです。私は鉱害というものは、自治体にとっては一種の天然災だと思ふのです。だから、この九億四千三百萬円の負担をした経費の中の五億六千万円の起債分、これについては私は元利償還を交付税で見ることがあるのじゃないかと思うのです。こういう点が一つ。

それからもう一つは、最近炭鉱の事業主が金回りが悪くなつて、無権者になるものがだんだんふえる傾向が出ておる。今までは二億四千万程度だつたと思うのです。だんだん無権者とか、いわゆる資力なき者になるのがふえておる。こういうことになると、その資力のなくなつた、あるいは無権者になつた鉱業権者にかつて、自治体、県がその鉱業権者分を一部見ることになるわけなんです。これは全く県にとつては天から降つてきたような天災です。天災といふか、ほとんど天災と同じような入災なんです。ところが、これについて、自治省はどう言ふかというところ、一般財源のうちの二割程度は自由裁量をやる経費を残しておるのだから、そんなものは県が見るのが当然なんだ、こういう言ひ方なんです。これは県の行政の失敗のために起こつたものではないのです。この二点については、やっぱ私は、この元利償還分は国が交付税で見られる、あるいは、そういう無権者に払つたものについてはきつちと交付税なら交付税ではつきりとして見ようという形を作らなければ——これから鉱害というものはまだずんずん出てくるのですからね。こういう点を私どもずっと調べてみますと、今のようなくともし福岡県政にやつてもらえと、どの程度の金が浮

いてくるかという、十億ぐらい負担が軽くなつてくる。そうすると、この十億円を炭鉱地帯以外の地域の単独県費の事業に回すと、ずっと県政全体が均衡がとれてくるわけです。ところが、こういうのがないために、非常にいびつな県政になつておる、こういう状態がはつきりしてきて、今の鉱害分における二点について、自治省はどう考えておられますか。

○松島説明員 たいだいまお尋ねのごさいますした鉱害復旧の地方負担の問題に對する処置でございしますが、従来は地方負担に起債を充当しますもの、このほか、大地方負担分の五割程度を特別交付税で措置するというところでやつてきたわけでございします。ただ、たいだいま御指摘もございしましたように、地方債が累積している、その元利償還金が大きくなつておるということが、最近問題になつておるのでございします。これは御指摘の通りでございします。この点につきまして、交付税上どういう措置を講ずべきかという点は、なかなかいろいろの問題がございします。私も、一般に天然災害のはかに、緩慢災害といふような言葉を使つていつております、地盤沈下現象でありますとか、あるいは高潮対策事業でありますとか、そういった、まあ全然同じではございせんが、似たような仕事でございしますが、そういったものの均衡等も考慮して措置しなければならぬのじゃないかというふうに考へておるわけでございしますが、さしあたり本年度の特別交付税の配分から、この元利償還金については緩慢災害並みの取り扱ひをいたすこととしたいというところ、たいだいま作業中でございします。

○滝井委員 緩慢災害の率は……。

○松島説明員 率は五七%でございします。なお、無権者の鉱害復旧の問題につきましては、御指摘の通り、いろいろの問題がございしますが、当該地方団体にとつて天災であるとするならば、その経費を当該地方団体が負担することの合理性はどこにあるのかという問題もそもそもあるわけでございします。従いまして、こういった鉱害復旧に對する国の負担制度そのものとも関連して検討しなければならぬ面があるかと思ひます。そういった面も今後お引き続き関係省とも御相談いたしたいと思つておりますが、さしあたり今日まで起債をもつて処理をいたしました分については、その元利償還金について、たいだいま御説明申し上げましたような措置を講じて参りたいと考えておる次第でございします。

○滝井委員 多分農地等は交付税で見ていると思うのです。鉱害の問題を他は、全国的にきつちと統一した統計資料を整備していないんです。だからあなたのところも、まあまあなんだから、どの程度見てやろうかというのに困つておることもあると思うのです。無権者の問題あるいは無資力になつた者の問題は、なお今後一つ農林省なら通産省の石炭局の方と十分討議していただいて、少しく検討してもらう余地があると思うのです。農林省あたりについても、無資力である農地、果樹園等の取り扱ひについては非常に差があつて、一貫した、きつちとした方針が出ていないようですから、ぜひ一つこれは検討してもらいたいと思うのです。

それから、佐藤通産大臣お急ぎのようですから、この一問で自治省を終わりますが、実は工場などの誘致条例というものが各自自治体にあるわけです。今度産炭地振興で、それぞれ産炭地にいろいろの鉱工業を誘致することになるわけですが、その場合に——私ある町の誘致条例を調べてみた。どういふふうな条件になつておるかというところ、三千万円以上の資本金の会社であること、それから新設の場合は三千万円固定資産税は無税にする、それから増設の場合は三千万円五〇%の、まあ固定資産税だと思ふのですが、減税をする、こういうふうになつておるわけです。そこでまたまその会社がやつてきて、そうして増設をやつたわけですから、そして三十五年まではその会社は千七百七十四万七千三百円の税金を納めておつたらしい。ところが三十六年になりまして、こういう条例による増設で固定資産税がなくなつたのと、それから所得税における法人税が改正されて、三十五年まで千七百七十四万も取られておつた税金が、三十六年になつたら三百七十七万七千九百五十円と減つてしまつた。そこで工場誘致という形と法人税法の改正でこういうふうな減るといふことは、今後の産炭地の問題とも関連するが、一体それでいいのかという質問が実はやつてきたわけなんです。それで地方税法の六条二項に、「公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができ」という条項がありま

す。そういうものとの関係は一体どうなるのか。産炭地の自治体で工場を誘致して、そしていろいろの恩恵を与えらるゝと、かえつて自治体は苦しくなる。工場等を誘致したら産炭地はよくなくなると思つて誘致をしたら——おそろしく誘致条例は、自治省の方で模範例集を示しておるものですかそれになつておると思ふのです。逆の結果になるのだが、この矛盾を一体どう解決するつもりだ、これはぜひ一つ自治省に尋ねてくれという産炭地からの私に對する要請なんです。それで私これを考えてみますと、なるほど一つの大きな問題点だ。こういう問題についてやはり自治省にある程度きつちとした指針を与えていただかなければならぬし、同時に、産炭地の振興法を出しになる通産省としても、この対策はやはり何らかの形で考えていただかなければならぬのじゃないか。すなわち、そういうように税を減じてやる、その結果自治体に非常に大きな影響が及んでくるとするならば、自治体の基準財政需要額に應ずるだけの収入というものは、やはり何らかの形で確保しなければならぬが、といつてこういう条例を作つておるのに交付税を下さいといふことはなかなかこつちも言ひにくいといふ、こういう矛盾が自治体としてはあるわけです。これはやはり今の日本のこういう失業多発地帯における悩みじゃないかと思ふのです。矛盾点じゃないかと思ふのです。これは一つわれわれが安心のいく解明をしていただきたいと思ふのです。

○安井国務大臣 工場誘致等をやりまして固定資産税等の減免をやりました場合、従来は自治体が独自でやつたのだからということでも補てんをしなかつたのでありますが、せんだつて出ました低開発地への工場分散の法律、それから今度出ております産炭地振興臨時

第二類第四号 石炭対策特別委員会社会労働委員会連合審査会議録第一号

措置法でございますが、これらによりまして、自治体が工場誘致等をして固定資産税等の減免をやりました場合には、別途財政上の措置を国でめんどろを見るということ、これは特別交付税になると思いますが、措置をいたすことにいたしております。

○松島説明員 たいだい大臣のお答えになった通りでございますが、なお補足して説明をいたします。

産炭地振興臨時措置法によりまして工場誘致をやりました場合には、今大臣が申し上げましたように、普通ならば、減免をいたしてもその税収入は当該市町村にあるものとして基準財政収入額の計算をいたします関係上、交付税がそれだけ減ると申しますか、減免した分だけは交付税がふえないという形になっておりますが、今度の法律によりまして、減免をした場合には、当該減免額相当額を基準財政収入額から控除いたします。従いまして、その分は税収入がなかったものとして取り扱われますので、自動的に補てんをされるという仕組みになるわけでございます。なお、法人税を減免したためにそのはね返りとして市町村民税の法人税割が減るとい問題は、現在の交付税なり税制上の仕組みから申しますと、それだけは当然基準財政収入額が減るわけでございますから、その分は交付税で自動的に補てんされるという仕組みになっておりますのでございます。

○滝井委員 大体わかりました。しかしこれは、やはり一つの矛盾点として残ってくると思うのです。というのは、交付税なり特別交付税で、減額したそのままだけでちとくるものかどうかわからぬ点があるわけですが、い

ろな要素が錯綜しますからね。これはやはり今後低開墾地域の開発をやる場合にしても、産炭地の問題にしても、なお相当問題が残る点だと思えます。なお私も少し検討させていただきますが、自治省の方もぜひ一つ今後御検討をお願いします。

それからもう一つ、自動車学校の起債の問題ですが、自治体が自動車学校をやる場合に、この前私質問をいたしました大臣は、それは起債できる、こうおっしゃったわけですが、ところが実際に申請をしてみると、どうもだめなんですね。これはきょう御答弁ができません。検討をしておいていただいて後刻御答弁いただきたいと思うのです。ある町が、失業者が多いので自動車学校の経営を始めた。ところがそれは起債の対象にならぬ。それで私これは職業訓練の方かと思つて、労働省の方にいったけれども、それはだめだ、自治体はそういう訓練をやるようになっておられぬし、通産省の方もだめだ、やはり起債以外にない、こういうことになっているのです。ぜひ至急御検討いただきたい。

○安井国務大臣 この前そういう御質問がありまして、これは当然、その実情にもよりますが、起債の対象になり得るものであるということをお願いしたことを覚えております。どういふふうになつておりますか、実際に調べまして、またお答えしたいと思つております。

はつておかぬという御答弁があったのです。そのうち、ああいう住宅の所在する市町村から、一体あれはどうなつたか、どうなつたかということをやつた言われるわけですが、これはいよいよこの法案の最後の段階ですから、一通り産省としてはどう処置をするか、明らかにしておいていただきたと思うのです。公約を果たしてやらねと、われわれも立場がなくなるので……

○今井(博)政府委員 事業団の所有の炭住につきましては、昨年大臣からの御話もありましてとりあえず非常にお話しているところについては緊急修繕等の措置を至急講ずるよう、事業団等の方に申しつけておきました。現地に必要な人間が行つて調査をいたしました。その後どの程度の手当てをいたしましたか、まだ報告を受けておりません。しかし、緊急修繕はいたしたものとわれわれは考えております。さらに根本的にこの住宅をどうするかという問題は、一つは、これを今住んでいる人に非常に安い値段で払い下げるといふことが一番いい方法だと考えまして、いろいろな方法、手段でそれを進めてみたのでございますが、今住んでおる方は、一文も出すのはいやだといふうな人が相当多いということで、払い下げるとすれば無償でやるよりしようがない。無償でやるということになりますと、これはほかの方に非常に波及いたしますので、相当大きな問題になりますので、やはり一定のきわめて低い金額でもつてその払い下げを受けられるのが一番いいんじゃないかということ、今日までその方法で勧奨を続けて参つております。しかしまだ解決に至つておりません。もつとはかに名

案があれば一番いいのでございますが、それにいま一つの案としてしまして、自治体にこの住宅を無償で譲つて、自治体の方がそれを管理していただく、その住民に貸していただくということも有力な一案かと考えました。これも自治体の方に再三交渉いたしました。自治体は無償でもいやだ、こういうことでございまして、実は処理にあぐんでおる次第でございます。これは滝井先生、実情等を非常に御存じでございますので、お知恵を拝借して、何とか合理的に措置をしていきたいと思つております。

○滝井委員 これは、おそらく合理化事業団が金を出して修繕をするというだけの予算的な余裕は、事業団にはないと思うのです。だからおそろく修理まではなかなかいつていないだろうと思つたのです。そうしますと、あなたが今言われたように、無料で本人に差し上げるか、できるだけ安い価格で売るか、それとも無償で自治体に払い下げ、自治体が貸す。ところが自治体は、これはごめんこうむらうというのがある定説です。そうするとあとは、安い金で売るか無料で払い下げる以外はないと思うのです。やはりこの際こればかりをつけた方がいい。というのは、これは事業団が管理人なんかを置いて給料を払つておるだけ損だ。それならばもう無償で差し上げるというところが一番いい。というのは、無償で差し上げないで今のままにしておくと、これは他人の家ですから修理をしないのです。ところがこれは住めば都で、自分の家になると、これは青天井を、何と申しますか、破れトタンでも張つてやつていくわけです。あるいは軒を出

す。そうすると、いつの間にかきれいな家になつて、住まわれるようになって、やうやう。ところが人の家を借りておると、やはり人間というものは、人の家の修理までして住みたくない。雨が降つたつて、かささして住むということになる。だから、これはもうこの際、実力者の佐藤さんが通産大臣のとき、一つ思い切つて払い下げになる方がいいのじゃないか。これはきょうここで佐藤さんが勇断をもつて、無料で払い下げると言つたら、これはトツプ記事ですよ。筑豊は朗報として喜ぶだろうと私は思うのです。ところが何は安い金でも、とるといへば、五年おけば、管理人の費用を出さなければならぬと思うのです。だからその管理人の費用を節約して、——ものは考え方ですから、その費用で売つたと思つて無料でもやる、こういうことの方が、私は政策としては前進だと思つた。しかもその人たちは、今度は家を持つことになれば、生活保護の人には、いよいよ金がなければ、国が今度は修理の金を出してくれまして、さうしては家に住つてやう。やはりこの住宅の不足の時代ですから、建っているものは、ぼろの家でも修理をして使うということが、三百万戸の住宅の不足を解決する一助にもなると私は思つております。これは一石二鳥、三鳥、四鳥、五鳥ですよ。これはどうですか、佐藤さん、約束されたのですから、この際朗報をもたらしてもらいたいと思つております。

○佐藤国務大臣 現地を見まして、非常に住んでおられる方に同情いたし、何らかの処置をとりたい、こういうことで今三案ばかりの案を出しまして、とりあえずは応急の処理ができるかど

ことは、これは竜の眼なんです。ま
ず、ここを一体大臣としてはどう切り
抜けていくかということ。す。

○佐藤国務大臣　今回初めてた

御指摘になりますような退職金を貸し付けるような資金をここで作り出そう、こういうことをいたしております。これは初めての処置であります。これがどれだけ効果を上げますか――退職金というが、大手でもなかなか貸

してくれないという姿なんです。中小炭鉱等はそれでは一そう困るだろうと思います。しかし、今回退職金の火種になる金を、十五億ですか作つたということが一つの道かと思えます。さらにもう一つの問題は、いわゆる買上

け資金といいますが、廃止炭田についても政府が支払うのですね。廃止補償の問題、それについての給料あるいは鉱害資金等、先取りの権利を認める、こういうことである程度つかないか、つかないか。それからもう一つは保証協会、これを強化するところについて、国

岡などでも早く地方の保証協会を作っていたので、その保証協会の保証、その形において金融の道がつくようにする。もう一つは、いわゆる運転資金という部類になりますか、中小企業公庫等の中小企業向けの金融の円滑をよか

る、こういう方法をとる。昨年来、年末金融あるいはその後においてもいわゆる石炭事業向け資金ワクを作った、こういう事柄がただいま申し上げたような点にある程度役立つのではないか、かように考えます。問題は、なか

なかきめこまかに注意して参りません
と、一つだけのきめ手はなかなかない
というのが現状でございます。私ども
は事業者、経営者等に対して、給料あ

るいは退職金、こういうようなものについてには優先的にそれを支給していただく、この美風を確立する必要があるのではないかと、これは痛感しておる次第であります。

○滝井委員 実は福岡県なんか、信用保証を県が作っておるわけです。信用保証を県が作っておるわけですね。

作っておるが、前の借金を全部返さぬわけですね。だから今度は制度で信用保証をやらうって、やれないわけですね。こういう形になっておる。だからこれはぜひこの法律に画龍点睛を欠かないように、退職金の確保ということについて、よほど通産省としては金融の道を考えていたかなければならぬと思う。この退職金の問題を労働省が一体どう考えておるか、労働大臣は別室に行っておるようですから、これはあとにしますが、今年度、自然閉鎖分もかかると総トン数二百九十八万トンだと思ひますが、自然閉鎖六十六万トンぐらいでしょう、それから今までの方式の買上げが六十七万トン、保安が四十五万トン、新方式が百二十万トン、だからこの二百九十八万トンが買上げられたときに、一体幾らの退職金がかかるかということですよ。これを計算されたことはありますか。

○今井(博)政府委員 ただいまの二百九十八万という数字は、われわれの方は六十八万トンの買上げの残り、それから新しい方式の百二十万トン、それから保安が四十五万でございまして、合計いたしますと二百三十二万でございまして、二百三十二万トンの山の整理をする、こういうことになっておられます。この場合の退職金がどのくらいかということにつきましては、これはどういう山が出てくるかということ

で違ひますが、今まではおおむね退職金制度のない小山が多かつたもので、から、退職金というものは比較的少なかつたと思ひます。従つて今回これについて退職金がどの程度かということについては、まだ調査はいたしておりません。

○滝井委員 二百三十二万トンについてのおよそのリストはおわかりになつておると思うのです。特に六十七万トンについては、申し出がずつと順着でまきまっておりますからわかると思ひます。それから保安の方も、大体八谷さんの方で全国的に調査をされております。新規分といつたつて、これは前の六十七万トンですか、あとにずつと申し込みが續いておるはずですから、そういうのが繰り上げられてくるでしようから、およそその程度の退職金がかかるかというところはわかると思ひます。やはりこれを把握をして、その財政上の措置というものをある程度行政指導をしてやらぬと、これはもうスクラップ化は進む、労働者はほうり出される、退職金ももらえず国にも帰れぬというところになるわけですね。従つてこういうところは、次の機会でけっこうですが、通産省で、合理化事業団法その他の法律の審議がありますから、それまでに一つおおよその見当を出していただきたいと思います。

それから、これで終わりますが、スクラップの方は今の方で、ビルドの方、近代化の方で今度、大手の炭鉱の縦坑開発等に二十億、水力採炭、選炭機等に三億、中小の炭鉱の機械化に三億四千万、石炭専用船に二十億ですか、こういうふうにお金を出したわけですね。

設備投資のこういうものをいただいたところで、四割ぐらいにしかならぬわけですね。あと残りの六割ぐらいというものは、これは炭鉱が自分でお作りにならないならばなぬと思ひます。そうすると、今言つたように退職金さえもよう払えぬというのに、炭鉱近代化のためのビルドの面における六割の金の確保、これを一体炭鉱がどうめどをつけるかということですね。市中銀行は金を貸さないです。それから興業銀行も長期信用金庫も、もう炭鉱にはあまり貸さないですね。そうすると、あとは開発銀行だけになる。ところが一体ことし開発銀行に炭鉱は幾ら金を返しますか。ことしの、過去の借金に対する返済分は幾らですか。

○今井(博)政府委員 計画は約四十億となつておりましたが、実際に返済するのは、やはり多少延期した分もございまして、三十億程度になるのではないかと思ひます。

○滝井委員 そうしますと、三十億ないし四十億、三十七年度に返す。そうすると、開発銀行から八十億としても四十億にしかならぬわけですね、返す分が出てくるから。借る金が四十億じゃ、こつちの補償は四割であと六割はということになると、これは計算が合わないことになつて、いよいよビルド・アップの方は、スクラップ・ダウンは退職金の面の金融で行き詰まり、ビルド・アップの方は今言つたように金融面の行き詰まりが出てくる。これは設備投資ができなければだめですからね。炭鉱はおそらく設備投資引き締め例外的な措置をとられるだろうと思ひけれども、それにしても今も金詰まりですからいかないです。

私、この二つを見て、どうもこれはうまくいくかなと、自信が実はないので、この点一つ明快にお示し願ひたいと思ひます。

○今井(博)政府委員 近代化投資の關係では、政府の近代化資金を普通の工事には四〇%出します、開発銀行の金を三〇%出します、残りの三〇%を市中銀行にたよる、あるいは自分の金でやる、こういう計画になつておりますので、大規模の縦坑工事、大型の巻上機については、今までの実績から見ますと一応順調に進んでおる、こう考へております。それから御指摘の開発銀行の資金は、八十億というワクになつておりますが、確かに最近返済がふえて参りまして、この点はわれわれも非常に実は悩んでおります。しかし、会社によりまして非常にいいような会社もございまして、そういう会社は返済してでも十分にやつていける。しかし会社によりまして、なかなかそれだけの工事をやる場合に返済が困難だという会社も実はあるわけでございます。そういう会社については個々に開発銀行と相談をいたしました。返済の金を少し猶予していただく、あるいは削つていただく、そういうことで会社の資金繰りに非常な圧迫を与えないように、個々のケースについて実はいろいろ話をいたしました。一般的に全部通算いたしますと、滝井先生のおっしゃるようになりますが、個々のケースではそれぞれ良識をもつてその辺はさばいていただいておりますので、今までのところはそういう心配はないと思つております。

○滝井委員 なお、あとは後日やうしていただきます。これで終わります。

○有田委員長 他に質疑者もないようですから、連合審査会はこれにて散会いたします。

午後四時二十九分散会